風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第３条第１項に基づく風俗営業の許可（第４条第３項の規定の適用がない場合に限る。）に係る審査基準新旧対照表（案）

（改正部分は、下線部分である。）

| 旧 | 新 |
|---|---|
| 審査基準<br>令和２年１月１０日作成 | 審査基準<br>令和●年●月●日作成 |
| 法　　令　　名：風俗営業等適正化法 | 法　　令　　名：風俗営業等適正化法 |
| 根　拠　条　項：第３条第１項（第４条第３項の規定の適用がない場合に限る。） | 根　拠　条　項：第３条第１項（第４条第３項の規定の適用がない場合に限る。） |
| 処　分　の　概　要：風俗営業の許可 | 処　分　の　概　要：風俗営業の許可 |
| 原権者（委任先）：福岡県公安委員会 | 原権者（委任先）：福岡県公安委員会 |
| 法　令　の　定　め：<br>風俗営業等適正化法第４条第１項、第２項及び第４項（許可の基準）、第５条第１項（許可申請の手続）<br>風俗営業等適正化法施行令第６条（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準）<br>風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第１条（風俗営業の許可申請書の添付書類）<br>風俗営業等適正化法施行規則第１条（許可申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第７条（構造及び設備の技術上の基準）、第８条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第９条（風俗営業の許可申請の手続） | 法　令　の　定　め：<br>風俗営業等適正化法第４条第１項、第２項及び第４項（許可の基準）、第５条第１項（許可申請の手続）<br>風俗営業等適正化法施行令第６条（風俗営業の許可に係る営業制限地域の指定に関する条例の基準）<br>風俗営業等適正化法に基づく許可申請書添付書類等内閣府令第１条（風俗営業の許可申請書の添付書類）<br>風俗営業等適正化法施行規則第１条（許可申請書の提出）、第６条（暴力的不法行為その他の罪に当たる行為）、第６条の２（心身の故障により風俗営業の業務を適正に実施することができない者）、第６条の３（許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人）、第７条（構造及び設備の技術上の基準）、第８条（著しく射幸心をそそるおそれのある遊技機の基準）、第９条（風俗営業の許可申請の手続） |
| 審　査　基　準：<br>①　風俗営業等適正化法第４条第１項第３号<br>この規定に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者をいう。<br>注１　暴力団とは、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に掲げるものをいう。<br>注２　暴力的不法行為等とは、風俗営業等適正化法施行規則第６条に掲げるものをいう。<br>②　風俗営業等適正化法第４条第２項第３号<br>この規定に該当する場合とは、管理者となる | 審　査　基　準：別紙のとおり |

| | |
|---|---|
| べき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。 | |
| 標準処理期間：５５日（ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（風俗営業等適正化法第４条第４項に規定する営業に係る申請にあっては、当該申請が到達した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第２０条第２項の認定を受けたもの又は同条第４項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。） | 標準処理期間：５５日（ただし、申請が到達した時点において、当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能な場合（風俗営業等適正化法第４条第４項に規定する営業に係る申請にあっては、当該申請が到達した時点において当該申請に係る営業所が存在し、実地調査が可能であり、かつ、当該営業所に設置しようとする遊技機が同法第２０条第２項の認定を受けたもの又は同条第４項の検定を受けた型式に属するもののみである場合）に限る。） |
| 申請先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課 | 申請先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課 |
| 問合せ先：営業所の所在地を管轄する警察署生活安全(生活安全刑事)課又は警察本部生活保安課（０９２－６４１－４１４１　内３１８４） | 問合せ先：営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全担当課又は警察本部生活保安課（０９２－６４１－４１４１　内３１８４） |
| 備考：<br>法令の規定の解釈については、警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」を参照すること。 | 備考：<br>法令の規定の解釈については、警察庁通達「風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律等の解釈運用基準」を参照すること。 |

別紙

審　査　基　準：

風俗営業等適正化法第４条に規定する欠格要件に該当しないなど、法を遵守し、適正な営業を期待できるときに許可する。

⑴　風俗営業等適正化法第４条第１項第３号

風俗営業等適正化法第４条第１項第３号に該当する者は、犯歴及びその内容、暴力団等との関係等から判断して集団的に、又は常習的に暴力的不法行為等を行うおそれがあると認められる者であり、例えば次のような者が該当する。

①　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」という。）

②　暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者

③　暴力団以外の犯罪的組織の構成員で、当該組織の他の構成員の検挙状況等（犯罪率、反復性等）から見た当該組織の性格により、強いぐ犯性が認められる者

④　過去１０年間に暴力的不法行為等（風俗営業等適正化法施行規則第６条）を行ったことがあり、その動機、背景、手段、日常の素行等から見て強いぐ犯性が認められる者

⑵　風俗営業等適正化法第４条第１項第７号

| | |
|---|---|
| | 風俗営業等適正化法第４条第１項第７号イからハまでに規定する、風俗営業の許可を受けようとする者と密接な関係を有する法人として、風俗営業等適正化法施行規則第６条の３で規定された者は以下のとおりである。<br>ア　風俗営業等適正化法第４条第１項第７号イの国家公安委員会規則で定める者（風俗営業等適正化法施行規則第６条の３第１項）<br>①　申請者が株式会社である場合はその議決権の過半数を所有している者<br>②　申請者が持分会社である場合はその資本金の二分の一を超える額を出資している者<br>③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、当該申請者の事業の方針の決定に関して、前記①②に掲げる者と同等以上の支配的な影響力を有すると認められる者<br>イ　風俗営業等適正化法第４条第１項第７号ロの国家公安委員会規則で定める者（風俗営業等適正化法施行規則第６条の３第２項）<br>①　親会社等がその議決権の過半数を所有している株式会社<br>②　親会社等がその資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社<br>③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する親会社等の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者<br>ウ　風俗営業等適正化法第４条第１項第７号ハの国家公安委員会規則で定める者（風俗営業等適正化法施行規則第６条の３第３項）<br>①　申請者が議決権の過半数を所有している株式会社<br>②　申請者が資本金の二分の一を超える額を出資している持分会社<br>③　出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより、その事業の方針の決定に関する当該申請者の支配的な影響力が前記①②に掲げる者と同等以上と認められる者<br>⑶　風俗営業等適正化法第４条第１項第１３号<br>風俗営業等適正化法第４条第１項第１３号の該当の有無の判断に当たっては、申請者の事業活動と同項第３号に該当する者との関わり方を個別具体的に検証することとなるが、本号の「支配的な影響力」を有する者の範囲は、一般に、同項第６号の「支配力」を有する者よりも広いと解され、例えば、申請者たる法人に関していかなる役職も有していない者であっても該当し得る。<br>また、風俗営業等適正化法第４条第１項第１３号中「その他の関係」には、親族関係、人的資本 |

| | |
|---|---|
| | 関係、株式所有関係等が含まれる。<br>⑷　風俗営業等適正化法第４条第２項第３号<br>この規定に該当する場合とは、管理者となるべき者を全く選任していない場合、管理者として選任した者が法の定める要件を満たしていない場合、選任しようとする者が当該営業所に勤務することが到底期待できない場合等である。 |